

入札説明書

この入札説明書は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、契約事務取扱規則を遵守し、本契約に係る入札公告（入札公示及び指名通知）（以下「入札公告等」という。）の他、文部科学省が定めた文部科学省発注工事請負等契約規則（昭和28年文部省訓令。以下「文部科学省契約規則」という）を準用し、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が行う契約に関し、一般競争に参加しようとする競争加入者又はその代理人が熟知しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約担当者等

- (1) 契約責任者 独立行政法人国立青少年教育振興機構
理 事 伊藤 賢
- (2) 郵便番号 151-0052
- (3) 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号

2 競争入札事項

- (1) 契約件名 2024（令和6）年度「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」における航空券手配等業務 一式
- (2) 契約内容等 別冊仕様書による。
- (3) 契約期間 契約を締結した日～令和6年12月17日
- (4) 入札方法
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
 - ① 競争加入者等は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）に基づき、十分考慮して入札金額を見積るものとする。また、本件業務等に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の総額を入札書に記載すること。
- (5) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条及び第4条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様。）
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ウ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (エ) 契約の履行に当たり故意又は重大な過失により、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (オ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、開札時までに令和6年度に「役務の提供等」が「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (3) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。
- (4) 入札公告等において日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。
- (5) 入札公告等において特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。
- (6) 当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 競争加入者等は、上記事項のうち入札公告等に公告又は公示された事項につき、書面によりこれを証明のうえ、入札書と同時に提出するものとする。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び契約に関する事務の問い合わせ先
(郵便番号) 151-0052
(所在地) 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
(機関名) 独立行政法人国立青少年教育振興機構
財務部財務課調達管理室事業支援第二係
(電話番号) 03-6407-7688
(FAX) 03-6407-7649
(E-mail) honbu-jigyousien2@niye.go.jp
- (2) 入札説明会の日時及び場所
実施しない。
- (3) 入札書等の受領期限
令和6年9月20日（金）12時00分（必着）
- (4) 入札書の提出方法
- ① 競争加入者等は、別冊の仕様書及び契約書（案）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の（1）に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後は仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- ② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙2の入札書から競争加入者等の立場により様式A1からA3のいずれかで作成した入札書を持参又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならないものとする。
- (ア) 入札件名
(イ) 入札金額
(ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
(エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- ③ 入札書を持参する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年10月4日開札〔2024（令和6）年度「アセ

アン加盟国中学生招聘交流事業」における航空券手配等業務一式の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ封印の上、中封筒の封皮には持参する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「令和6年10月4日開札〔2024（令和6）年度「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」における航空券手配等業務一式の入札書在中」と朱書きしなければならない。

- ④ テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ⑤ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ⑥ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札書の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの
- ② 入札件名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のないもの又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 入札件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正についての印の押していないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札書

(6) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

(7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和6年10月4日（金）15：00～

国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟5階 512室

(9) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の（7）の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - （ア）公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - （イ）公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、2回目以降の入札は辞退したものとみなす。

5 契約締結日

本公告は、当機構が文部科学省から本事業を受託する契約の締結を前提とした事前準備手続きであり、契約締結日は、当該受託契約を締結した日以降とする。なお、当機構と文部科学省の間に契約が締結されなかった場合、本入札を中止する。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 競争加入者等に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別封の履行できることを証明する書類を、前記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、前記4の（3）の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
 - ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
 - ④ 本件入札及び契約手続き並びに契約締結以降において、当機構と電話及び電子メールにより対応しなければならない。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類
 - ① 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類は別紙1により作成する。
 - ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
 - ③ 提出された書類を競争参加資格の確認及び履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をし

たと判断される場合には、評価の対象としない。

(4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- ① 前記4の(4)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格をすべて満たし、本入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- ② 落札者となるべき者が2人以上あるときには、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(5) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、必要があると認めるときは、まず、当該契約の相手方に契約書案を送付して記名押印させ、さらに、当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 前記②の場合において、契約責任者が記名押印したときは、当該契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約責任者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 支払い条件 別冊契約書（案）のとおりとする。

(7) 本件業務の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した履行できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。
- ② 検査終了後、落札者が提出した履行できることを証明する書類等について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

別紙1 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

別紙2 入札書（A1～A3）

別紙3 委任状（B1～B3）

別紙4 入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点

別紙5 参考見積書（記載例）

別紙6 事前の提出書類提出時のチェックリスト

別冊1 契約書（案）

別冊2 仕様書

別紙1 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

I 事前の提出書類

1 競争参加資格の確認のための書類

国の競争参加資格（全省庁統一資格）の認定通知書の写し … 1部

2 履行できることを証明する書類

(1) 契約実績書（官公庁等に対する類似の契約実績＜契約書・仕様書＞の写し） … 1部

※契約実績がない場合は、提出不要とするが可能な範囲での提示を求める。

また、契約実績一覧表（件名、相手方、契約日、契約金額、定価等記載可能な事項での提示を可能とする。

(2) 会社の概要を示す資料（会社概要等） … 1部

3 当該航空券の変更又は取消し条件について内容を記載した書面 … 1部

4 入札書（別紙様式2） … 1部

5 委任状（別紙様式3） … 1部

6 参考見積書（代表者名の記載及び社判・代表者印を捺印したもの。） … 1部

※参考見積書の内訳は「別紙5参考見積（記載例）」にならない作成すること。

7 事前の提出書類提出時のチェックリスト（別紙様式6）

<提出方法>

1 提出期限 令和6年9月20日（金） 12時00分（必着）

2 提出先 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
独立行政法人国立青少年教育振興機構
財務部財務課調達管理室事業支援第二係

II 開札時の提出書類

1 委任状 … 1部

2 代理人（復代理人）の名刺 … 1部

※その他再度入札に備え、委任状に使用した代理人（復代理人）の印鑑及び入札書の予備を持参すること。

III 落札決定後の提出書類

1 落札内訳書（落札日付） … 1部

2 委任状（契約書及び請求書類に記載する氏名が代表者と異なる場合） … 1部

<提出方法>

1 提出期限 落札決定後、速やかに。

2 提出先 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
独立行政法人国立青少年教育振興機構
財務部財務課調達管理室事業支援第二係

別紙2

(競争加入者本人が入札する場合)

様式A1

入札書

件名 2024(令和6)年度「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」における航空券手配等業務 一式

入札金額 金 円也
(※入札金額は見積もった金額の総額を記入すること。)

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 伊藤 賢 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

印

別紙2

(競争加入者の代理人が入札する場合)

様式A2

入札書

件名 2024(令和6)年度「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」における航空券手配等業務 一式

入札金額 金 円也
(※入札金額は見積もった金額の総額を記入すること。)

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 伊藤 賢 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

代 理 人

会 社 名
代理人氏名

印

別紙2

(競争加入者の復代理人が入札する場合)

様式A3

入札書

件名 2024(令和6)年度「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」における航空券手配等業務 一式

入札金額 金 円也
(※入札金額は見積もった金額の総額を記入すること。)

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 伊藤 賢 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

復代理人

住 所
復代理人氏名

印

別紙 3

(代理委任状の参考例 1 : 社員等が入札の都度、競争加入者の代理人となる場合)

様式 B 1

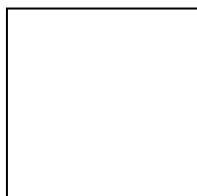
委 任 状

私は、(代理人氏名) を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和 6 年 8 月 3 0 日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「2 0 2 4 (令和 6) 年度「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」における航空券手配等業務 一式」の一般競争入札に関する件

受任者(代理人)使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 伊藤 賢 殿

委 任 者

住 所
会 社 名
氏 名

印

(注) これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えない。

別紙3

(代理委任状の参考例2：支店長等が一定期間、競争加入者の代理人となる場合)

様式B2

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立青少年教育振興機構との間における下記の一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住 所
会社名
氏 名

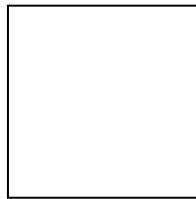
委任事項

1. 入札及び見積に関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
4. 契約代金の請求及び受領に関する件
5. 復代理人の選任に関する件
6.

委任期間：令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

以 上

受任者（代理人）使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 伊藤 賢 殿

委 任 者

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

別紙3

(代理委任状の参考例3：支店長等の社員等が入札の都度、競争加入者の復代理人となる場合)

様式B3

委 任 状

私は、(復代理人氏名) を(競争加入者)の代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和6年8月30日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「2024(令和6)年度「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」における航空券手配等業務一式」の一般競争入札に関する件

受任者(競争加入者の復代理人)使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 伊藤 賢 殿

委 任 者 (競争加入者の代理人)

住 所
会 社 名
代理人氏名

印

(注) これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えない。

別紙4 入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点

1 入札書の作成

- (1) 入札書の作成にあたり、競争加入者本人が作成する場合は、様式A 1で作成してください。
- (2) 競争加入者本人以外が作成する場合は、様式A 2若しくはA 3で作成してください。
 - ① 様式A 2は、競争加入者の社員などが直接代理人となる場合に使用してください。
 - ② 様式A 3は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる場合に使用してください。
- (3) 入札書の日付については、入札書等の受領期限日以前の日付（作成日もしくは提出日等）を記入してください。

2 委任状の作成・提出

- (1) 入札書の作成及び開札に競争加入者本人が作成及び参加する場合は、不要になります。
- (2) 競争加入者本人以外が入札書を作成する場合は、入札書の作成及び開札への参加状況により、別紙3様式B 1からB 3の中から必要な委任状を作成してください。
 - ① 様式B 1は、競争加入者の社員などが直接代理人となる場合に使用してください。なお、この場合の入札書は、様式A 2となります。
 - ② 様式B 2は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる場合、支店長等を一定期間、競争加入者の代理人とする場合に使用してください。
 - ③ 様式B 3は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる（様式B 2を作成）場合、支店長等、一定期間、競争加入者の代理人となっている者から本案件の代理人となる場合に使用してください。したがって、様式B 3を使用する場合は、様式B 2も併せて必要になります。
- (3) 提出書類が委任状の委任期間外とならないようご留意下さい。

参 考 見 積 書 (記載例)

令和6年〇〇月〇〇日

独立行政法人国立青少年教育振興機構 殿

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇
氏 名 株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

金. 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

件 名	人 数	単 価	金 額	備 考
2024(令和6)年度「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」における航空券手配等業務 一式				
①航空運賃(日本-〇〇間往復)※	〇名	〇〇, 〇〇〇円	〇〇〇, 〇〇〇円	
②燃油サーチャージ料金・航空保険料・空港税(日本-〇〇間往復)※	〇名	〇〇, 〇〇〇円	〇〇〇, 〇〇〇円	
③販売手数料(日本-〇〇間往復)※	〇名	〇〇, 〇〇〇円	〇〇〇, 〇〇〇円	
④受入事業バス手配	1回	〇〇, 〇〇〇円	〇〇〇, 〇〇〇円	
(経路等については添付資料のとおり)				
合 計			〇〇〇, 〇〇〇円	

※上記①から③は、各国空港と成田国際空港間それぞれの費用について、行を増やして記載すること。

※備考欄には、課税/不課税の区分について記載すること。

※記載内容が同様であれば、書式は問わないものとする。

2024（令和6）年度「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」における
航空券の経路等について（記載例）

令和6年〇〇月〇〇日

独立行政法人国立青少年教育振興機構 殿

住所 東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇
 氏名 株式会社〇〇
 代表取締役 〇〇
 電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

日付	便名	出発/到着	時刻	クラス	所要時間
2024/〇/〇〇	〇〇〇〇	〇〇空港	〇:〇〇	エコノミー	〇:〇〇 (乗継時間) 〇:〇〇
2024/〇/〇〇		〇〇空港	〇:〇〇	エコノミー	
		運行航空会社: 〇〇			
日付	便名	出発/到着	時刻	クラス	所要時間
2024/〇/〇〇	〇〇〇〇	〇〇空港	〇:〇〇	エコノミー	〇:〇〇 (乗継時間) 〇:〇〇
2024/〇/〇〇		〇〇空港	〇:〇〇	エコノミー	
		運行航空会社: 〇〇			

※記載内容が同様であれば、書式は問わないものとする。

別紙6 事前の提出書類提出時のチェックリスト

必ず記載内容をご確認いただき、チェック欄に記入したうえで、他の事前提出書類と合わせて提出してください。

No.	項目名	チェック事項	チェック欄 ☑または、選択肢のある項目は、該当箇所を○で囲むこと。
1	入札書	・入札説明書、仕様書、契約書（案）を熟読のうえ、その内容を理解したうえで、入札しているか。（入札書提出後の仕様書等についての不知、不明を理由とした異議申し立ては認めない。）	<input type="checkbox"/>
2	入札書	・入札書の日付が、事前提出書類の締切日以前となっているか。 ・代理人が入札する場合、入札書に記載する日付は、委任状に記載された日付と同日以降となっているか。	<input type="checkbox"/>
3	入札書	・入札書を封入する封筒には氏名、開札日、件名等の必要事項が記入されているか。 ・封をした箇所に入札者の印で封印が押されているか。 ・郵送で入札書を提出する場合は二重封筒となっているか。	<input type="checkbox"/>
4	入札書・委任状	・件名に間違いはないか。 ・記載項目に抜けはないか。 ・入札書に記載する入札金額について、入札説明書や、入札書の注意書きを確認したうえで、正しく記載しているか。	<input type="checkbox"/>
5	参考見積書	・経費の内訳が記載されているか。 ・単価契約方式については、「一式」ではなく、「単価×予定数量」の内訳が記載されているか。 ※入札説明書で参考見積書の様式が示されている場合は、そのとおりに記載されているか。	<input type="checkbox"/>
6	開札当日	・開札当日は参加するか。（不参加の場合は、No. 7-No. 11の項目は7のみ回答）	参加 ・ 不参加
7	開札当日	（開札当日不参加の場合のみ回答） ・1回目の入札で落札に至らなかった場合、2回目は辞退として取り扱うことを理解しているか。	<input type="checkbox"/>
8	開札当日	・開札当日に参加するのは競争加入者本人か、それとも代理人か。	競争加入者 ・ 代理人
9	開札当日	・開札当日は競争加入者本人または代理人の、各社1名のみしか会場には入場できないことを理解しているか。また、開札の遅刻が認められないことも理解しているか。	<input type="checkbox"/>
10	開札当日	・全応札者の入札額が予定価格の範囲内に達しなかった場合、直ちに再入札を行うことを理解しているか。 ・再入札時の金額について、外部と連絡を取って決めることができないことを理解しているか。	<input type="checkbox"/>
11	開札当日	・開札当日には、参加者の名刺、再度入札に備えて印鑑の持参が必要であること、また、競争加入者以外の代理人が参加する場合には委任状（事前提出している場合を除く）の持参が必要であることを理解しているか。	<input type="checkbox"/>
12	落札内訳書	・落札が決定した場合は、「落札内訳書」を速やかに提出しなければならないことを理解しているか。（作成日付は開札日と同日とし、落札金額の内訳を記載すること）	<input type="checkbox"/>

【確認日】 令和 年 月 日

【会社名】

【確認者】

契 約 書 (案)

契約件名 2024 (令和6) 年度「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」
における航空券手配等業務 一式

契約金額 金 円也
(うち、消費税及び地方消費税額 金 円)

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 契約責任者 理事 伊藤賢
(以下「発注者」という。) と受注者 (以下「受注者」という。) との間
において、上記「2024 (令和6) 年度「アセアン加盟国中学生招聘交流事
業」における航空券手配等業務 一式」(以下「役務」という。) について、上
記の契約金額で次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履
行するものとする。

(役務の提供)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき役務を提供するものとする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、契約を締結した日から令和6年12月17日までとす
る。

(完了報告書の提出)

第3条 受注者は、業務終了後、完了報告書を独立行政法人国立青少年教育
振興機構財務部財務課調達管理室事業支援第二係に提出し、確認を受けるも
のとする。

(請求書の提出)

第4条 受注者は、業務終了後、請求書を独立行政法人国立青少年教育振興
機構財務部財務課調達管理室事業支援第二係に提出するものとする。

(代金の支払)

第5条 発注者は、適正な請求書を受領後、原則として検収の翌月末までに
代金を支払うものとする。

2 仕様書2. に定める旅行者の人数について、キャンセルに伴い変更が生じ
た場合は、契約金額から該当する旅行者の金額(落札内訳書による)を差し
引いた上、仕様書6.(2)において受注者が発注者へ提出したキャンセルポ
リシーに基づくキャンセル料を加えた金額を支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は免除する。

(消費税及び地方消費税)

第7条 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更後の消費税率及び地方消費税率によるものとする。

(契約の変更等)

第8条 発注者及び受注者は、契約の内容を変更しようとするときは、あらかじめ相手方にその承認を得るものとする。

(第三者委託禁止)

第9条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託（再委託先が委託の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。ただし、業務の主要な部分を除き、その一部を再委託する必要があるときは、あらかじめ発注者にその承認を得るものとする。

2 受注者は、前項ただし書きに定める業務の一部を再委託した場合、当該再委託先の行為は、受注者の行為とみなすものとする。

(遂行状況報告等)

第10条 受注者は、発注者の要求があるときは、役務の遂行状況について、遂行状況報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(役務の遂行不可能な場合の措置)

第11条 発注者と受注者のいずれの責にも帰することのできない事由により役務を実施することが不可能又は困難となったときは、発注者と受注者の間で協議してこの契約を解除し、又は変更するものとする。

(契約の解除等)

第12条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。
- (3) 受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。
- (4) 受注者が、発注者と現に締結している他の契約について、受注者の責に帰すべき事由により当該契約を解除されたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- ロ 暴力団（暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（6）前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

（7）発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。

- 2 前項により契約を解除する場合には、（7）が生じたときは、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヶ月前までに通知し、解約できるものとするが、（1）から（6）については、書面をもって通告することによって解除するものとする。
- 3 第1項（1）から（6）の各号の一に該当する事由が生じた場合で、発注者が特に必要と認める場合は、同項の規定にかかわらず、受注者に業務改善命令書を送付し、契約を継続できるものとする。

（違約金）

第13条 前条第1項の規定（同項（7）を除く。）により契約を解除する場合は、受注者は違約金として、契約金額の10%に相当する額を発注者に対し支払うものとする。

- 2 前条第3項の規定により契約を継続する場合は、受注者は違約金として、契約金額の5%に相当する額の範囲内で発注者が請求する額を発注者に対し支払うものとする。

（損害賠償）

第14条 受注者は、善良なる管理者の注意を持って業務を行うものとする。

- 2 受注者は、業務実施中に発注者の建物・備品等を破損または紛失した場合には、原状回復の責を負い、原状回復が不可能な場合には当該損害を賠償するものとする。

- 3 受注者は、前項に定めるほか、この契約の履行に関して発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 4 火災、天災、その他不可抗力など、受注者の責任に帰する事が困難な事由によって生じた損害については、この限りではない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10%に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。(以下「独占禁止法」という。))第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違約行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。
 - (3) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
 - 3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密保持)

第16条 受注者は、この契約に関連して知ることのできた発注者の知識又は情報(個人情報を含む)その他の権利(以下「契約関連情報」という。)について、次の各号の規定を遵守すること。ただし、発注者からの指示又は承諾がある場合はこの限りではない。

- (1) 契約関連情報の目的外利用を禁止するとともに、第三者に漏洩し、又は譲渡し、若しくは利用させてはならない。
- (2) 契約関連情報の漏洩等が発生した場合は、被害拡大の防止に万全を期すとともに、直ちに発注者へ報告すること。
- (3) 契約関連情報を複製等してはならない。

- (4) 契約関連情報は、契約期間満了後速やかに消去等すること。
- (5) 個人情報に関する関係法令に基づき業務を実施すること。
- (6) 前各号に違反した場合は、契約解除するとともに、発注者に生じた損害賠償の責めを負うこと。

2 前項の規定は、契約解除後又は契約期間満了後においても存続するものとする。

(一般事項)

第17条 この契約についてのその他の一般的約定については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用するものとする。

(紛争の解決)

第18条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関する訴えの管轄は、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

(その他)

第20条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、発注者・受注者は次に記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和6年 月 日

発注者	住 所	東京都渋谷区代々木神園町3番1号
	氏 名	独立行政法人国立青少年教育振興機構 契約責任者 理事 伊藤 賢

受注者	住 所
	氏 名

仕様書

1 件名

2024（令和 6）年度「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」における航空券手配等業務 一式

2 契約期間

契約締結日から 2024（令和 6）年 12 月 17 日（火）まで

3 事業日程

2024（令和 6）年 12 月 11 日（水）～2024（令和 6）年 12 月 16 日（月）

4 概要

(1) 事業趣旨

日本およびアセアン加盟国（インドネシア・カンボジア・マレーシア・フィリピン・ブルネイの 5 カ国）双方の中学生が体験活動などの国際交流を通して、グローバル社会に対応した高い国際感覚を備えた青少年を育成する。

(2) 事業テーマ

日本及びアセアン加盟国双方の中学生による、異文化交流

(3) 実施事項

受入事業		
ア	交通輸送機関の手配について	別紙 1
イ	随行者の手配について	別紙 2
ウ	食事の手配について	別紙 3
	全体に係る受注者の責務について	別紙 4

(4) 予定人数

2024（令和 6）年度招聘国（インドネシア・カンボジア・マレーシア・フィリピン・ブルネイ）

・参加者：6 名×5 カ国＝30 名

・引率者：1 名×5 カ国＝5 名

計 35 名

5 その他

(1) 受注者は、発注者の求めに応じ、交流事業の実施に係るあらゆる情報について提供し、かつ発注者の指示に従うものとする。

(2) 作業及び発注者の指示による作業は、発注者が期限を定める場合は期限までに実施するものとし、それ以外の場合は本事業の実施に支障が無いように実施するものとする。

(3) 本仕様書の内容を変更しようとする場合は、発注者、受注者ともに、事前に変更の申し入れを行い、相手方の承諾を得なければならない。なお、申し入れ及び承諾は書面により行うものとする。

ただし、天災地変や事件事故又は実施 5 カ国の政府機関からの要請により、急遽本仕様書の内容を変更しなければならない場合は、口頭により行うことができるものとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、定めるものとする。

(5) 渡航人数の変更によるものを除いて、契約金額を変更しない。

(6) バス行程及び海外保険加入等に必要な情報は、契約締結後速やかに発注者より情報提供するものとする。

交通輸送機関の手配について

1 交通輸送機関の手配

参加者及び引率者が、安全かつ快適な移動ができるように、下記に沿った交通輸送機関の確保及び連絡調整・事務手続きを行うものとする。

(1) 航空機

航空券は次の経路について、参加者及び引率者の人数分を手配するものとする。参加者及び引率者は1カ国あたり7名とする。

(ア) 内容

インドネシア・カンボジア・マレーシア・フィリピン・ブルネイの5カ国

①往路

往路出発日時：2024（令和6）年12月10日（火）から12月11日（水）（現地時間）までに航空機が出発すること。

往路出発空港：各国空港

※インドネシア：スカルノ・ハッタ国際空港

カンボジア：プノンペン国際空港

マレーシア：クアラルンプール国際空港

フィリピン：ニノイ・アキノ国際空港

ブルネイ：ブルネイ国際空港

往路到着日時：2024（令和6）年12月11日（水）6時00分から9時00分までに航空機が到着すること。

往路到着空港：成田国際空港

②復路

復路出発日時：2024（令和6）年12月16日（月）12時00分までに航空機が出発すること。

復路出発空港：成田国際空港

復路到着日時：2024（令和6）年12月16日（月）中に到着（現地時間）を原則とするが、各国空港の到着が翌日（12月17日（火））になることを妨げない。

復路到着空港：各国空港

③共通事項

- ・同一行程同一便となるように手配すること。
- ・座席はすべてエコノミークラスとすること。
- ・往路、復路は直行便を原則とするが、乗り継ぎになる場合には妨げない。その場合、乗り継ぎ回数は1回とするとともに、乗り継ぎ時間（1時間30分以上6時間以内）を確保すること。
- ・航空券手配の際には、LCC航空会社は不可とすること。

※渡航人数の最終確定は、10月15日（火）までに、搭乗者に関する情報（氏名、年齢、性別等）は10月25日（金）までに、それぞれ確定し発注者から受注者へ情報提供するものとする。

(イ) 引渡期限及び場所

引渡し期限：渡航1週間前（令和6年12月3日（火））

引渡し場所：国立青少年教育振興機構 子どもゆめ基金部 国際・企画課

留意事項：航空券の形式は電子チケット（eチケット）とすること。

(2) バス

① バスは、以下の使用日、乗車人数、行程で手配するものとする。

② 見積もる金額には、有料道路通行料金、駐車料金を含むこと。

(ア) 使用日：2024（令和6）年12月11日（水）

乗車人数：38名（1台）

※借り上げバスの乗車定員は42名以上とすること。

※内訳：参加者及び引率者 35名程度

国立青少年教育振興機構（以下：当機構）職員2名、看護師1名

行程：成田国際空港 → 国立オリンピック記念青少年総合センター（以下：センター）

※センターでは駐車場有料（30分以内の入場は無料）

※参加者及び引率者1人あたり各1個のスーツケースの運搬も含むこと。

(イ) 使用日：2024（令和6）年12月12日（木）

乗車人数：40名（1台）

※借り上げバスの乗車定員は42名以上とすること。

※内訳：参加者及び引率者 35名程度

当機構職員3名、添乗員1名、看護師1名

行程：センター → 富士山付近（終日：10時00分～18時00分）

→ 付近ショッピングモール → センター

(ウ) 使用日：2024（令和6）年12月13日（金）

乗車人数：40名（1台）

※借り上げバスの乗車定員は42名以上とすること。

※内訳：参加者及び引率者 35名程度

当機構職員3名、添乗員1名、看護師1名

行程：センター → 都内近郊（終日：9時00分～18時00分） → センター

(エ) 使用日：2024（令和6）年12月16日（月）

乗車人数：38名（1台）

※借り上げバスの乗車定員は42名以上とすること。

※内訳：参加者及び引率者 35名程度

当機構職員2名、看護師1名

行程：センター → 成田国際空港

※センターでは駐車場有料（30分以内の入場は無料）

※参加者及び引率者1人あたり各1個のスーツケースの運搬も含むこと。

※センターの出発時間は航空機の時間と調整すること。

随行者の手配について

1 随行者の手配

参加者及び引率者が、安全かつ快適に過ごし、業務目的に沿った学習・効果を得ることができるよう、下記に適合した者を確保するものとする。

(1) 添乗員

(ア) 期間

- ① 2024（令和6）年12月12日（木）10時00分～18時00分
- ② 2024（令和6）年12月13日（金）9時00分～18時00分

(イ) 内容

日本国内の旅行について豊富な知識と経験のある者で、下記の事項に該当する者とする。

なお、①②の行程において同一人物の配置が困難となった場合は、発注者に申し出て交代を行うことができる。ただし、変更に係る費用は受注者が負担するものとする。

(ウ) 要件

- (A) 各日ごとに1名とする。
- (B) 国内旅行の添乗員として一定程度の経験を有する者。
- (C) 参加者及び引率者と意思疎通が円滑に行える者（日常会話以上の英会話能力のある者）。
- (D) 心身ともに健康である者。
- (E) 参加者及び引率者に同行して、上記期間内の全ての活動に参加できる者。
- (F) 職員及び引率者等による写真（動画を含む）撮影や各種メディアへの掲載を許諾する者。

(エ) 職務等

- (A) 事業全般の円滑な運営に努めること。
- (B) 参加者及び引率者に適切な指示を行うとともに、常に一緒に行動すること。
- (C) 参加者及び引率者の安全確保と健康状態の把握に努めること。
- (D) 参加者及び引率者の心理状態に気を配り、快適に過ごせるよう努めること。
- (E) 万一事故が発生した場合は、人命を最優先とし発注者と協議し、迅速な行動をとること。
- (F) 受注者は、添乗員に係る交通費、訪問先の入場料を負担するものとする。ただし、当該費用の添乗員1人当たりの負担額は、参加者及び引率者1人当たりに係る経費を上限とする。
- (G) 参加者及び引率者が移動する際は、その都度忘れ物の有無について確認すること。また、忘れ物が発生した場合は適切な対応を行い、忘れ物を発見した場合は持ち主に返還すること。
なお、持ち主が不明である場合は、可能性のある参加者及び引率者等に対して複数回周知すること。

(オ) 完了の形態

センターに到着したことをもって完了とする。

(カ) 実施期限

2024（令和6）年12月13日（金）

(2) 逐次通訳者

(ア) 期間

(始期) 2024 (令和 6) 年 12 月 14 日 (土) 10 時 00 分

(終期) 2024 (令和 6) 年 12 月 15 日 (日) 15 時 00 分

※開始時間前及び終了時間後に打合せが発生する場合があります。

(イ) 内容

日本語と英語の双方の言葉を翻訳し、それぞれの相手方に確実に伝える業務を行う者で、下記の事項に該当する者とする。なお、(ア) の行程において同一人物の配置が困難となった場合は、発注者に申し出て交代を行うことができる。ただし、変更に係る費用は受注者が負担するものとする。

(ウ) 会場・宿泊場所

国立オリンピック記念青少年総合センター (〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3-1)

※12月14日(土)の宿泊は、発注者が同会場内に手配するものとする。

(エ) 要件

(A) 1名とする。

(B) 国内旅行の通訳として満3年以上の経験を有する者。

(C) 一般的な商談・随行において、正確で適切な逐次通訳ができる者。

(D) 参加者等と意思疎通が円滑に行える者。

(E) 心身ともに健康である者。

(F) 参加者等に同行して実際に活動ができる者。

(G) 職員及び引率者等による写真(動画を含む)撮影や各種メディアへの掲載を許諾する者。

(H) 来賓等の通訳をする場面があるため、来賓等に節度をもって接する資質をもつ者。

(オ) 職務等

(A) 通訳業務のみではなくプログラム進行の補佐をすること。

(B) 参加者等の通訳を行い、常に一緒に行動して事業の円滑な運営に努めること。

(カ) 完了の形態

終期を迎えることをもって完了とする。

(キ) 実施期限

2024 (令和 6) 年 12 月 15 日 (日)

(3) 看護師

(ア) 期間

参加者等が成田国際空港の旅客到着口を通過した時点から、成田国際空港の旅客出発口を通過する時点までの間。

(イ) 内容

看護業務について豊富な知識と経験のある者で、下記の事項に該当する者とする。なお、(ア) の行程において同一人物の配置が困難となった場合は、発注者に申し出て交代を行うことができる。ただし、変更に係る費用は受注者が負担するものとする。

(ウ) 集合場所・宿泊場所

集合場所：成田国際空港

宿泊場所：国立オリンピック記念青少年総合センター

(〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3-1)

※宿泊場所に関しては、発注者が手配するものとする。

(エ) 要件

- (A) 各日ごとに1名とする。
- (B) 看護師の資格を有する者。
- (C) 看護師として満3年以上の経験を有する者。
- (D) 看護対象者等に同行して実際に活動ができる者。
- (E) 看護対象者等と意思疎通が円滑に行える者。 ※日常会話程度の英会話能力が望ましい
- (F) 心身ともに健康である者。
- (G) 職員及び引率者等による写真（動画を含む）撮影や各種メディアへの掲載を許諾する者。

(オ) 職務等

- (A) 傷病者の応急対応を行うこと。
- (B) 傷病者の救急病院等医療機関への措置の判断を行うこと。
- (C) 食中毒・伝染病発生等に対する対応を行うこと。
- (D) 看護対象者等の健康管理を行うとともに、常に同行して事業の円滑な運営に努めること。
- (E) 看護対象者等が医療機関を受診する必要が発生した場合は、付き添うこと。

(カ) 完了の形態

参加者等が成田国際空港の旅客出発口を通過したことをもって完了とする。

(キ) 実施期限

2024（令和6）年12月16日（月）

2 随行者が職務遂行困難となった場合

- (1) 1の事項について実施できる代替者を速やかに確保し、引き続き、事業を遂行させるため、職務が困難となった場所へ派遣すること。
- (2) 代替者を派遣するために必要な連絡調整・事務手続き及び措置を行い、事業を円滑に実施すること。
- (3) 代替者を確保・派遣する時は、事前に発注者と協議すること。

3 不誠実な業務履行

- (1) 発注者は、随行者に、次に掲げることが認められる場合は、直ちに、受注者に対し随行者の交代を要求することができるものとする。
 - ① 随行者の勤務状況及び業務に対する取組が適正と認められないとき。
 - ② 随行者の業務の実施に関する能力が契約条件に適合しないとき。
 - ③ 随行者に不品行があったとき。
 - ④ 随行者が病気や怪我により、業務の継続が困難となった場合。
- (2) 受注者は、当該要求を受けた時から最短時間で交代要員を現地に到着させ、業務を継続しなければならない。ただし、交代に係る移動費や食費等の一切の経費は、受注者が負担するものとする。

食事の手配について

1 食事の手配

受注者は、下記のとおり食事会場を手配するとともに、食事の提供を実施するものとする。

(ア) 手配日：2024（令和6）年12月12日（木）午後（13時00分～14時00分予定）

地域名：富士吉田市付近

種類：昼食（会場含む）手配

食事人数：アセアン加盟国中学生30名及び随行者（成人）5名

当機構職員3名、添乗員1名、看護師1名（いずれも成人） 計40名

(イ) 手配日：2024（令和6）年12月13日（金）午後（12時00分～13時00分予定）

地域名：台東区付近（上野・浅草周辺）

種類：昼食（会場含む）手配

食事人数：アセアン加盟国中学生30名及び随行者（成人）5名

当機構職員3名、添乗員1名、看護師1名（いずれも成人） 計40名

2 留意事項

- (1) 訪問先の滞在中、参加者及び引率者に過度の疲労を与えないようにすること。
- (2) 繁華街、社交場など青少年の健全育成にふさわしくない場所は、合理的代替手段がない場合を除いて通過してはならない。
- (3) 昼食会場については、関係者全員が入場・着席できるようにすること。また、昼食の手配については、物価高騰している社会状況に鑑み、1,000～1,500円/人程度の金額を設定するとともに、関係者全員が同一の食事を提供するものとする。なお、その際、発注者が事前に参加者及び随行者から聴取したアレルギー及び宗教上の要因を除外した食事を提供するものとする。
- (4) 本件に係る経費については、一旦受注者が支払い、発注者に対し、業務終了後請求することとする。

全体に係る受注者の責務について

- (1) 宗教行事への参加及び、宗教習慣を強要してはならない。
- (2) 参加者（35名）の海外旅行傷害保険は、下記の内容を含むこと。
期間は、各地域の国際空港を出発してから各地域の国際空港に帰着するまでの間とする。費用は受注者負担とする。

・ 傷 害 死 亡	2, 000万円
・ 傷 害 後 遺 障 害	2, 000万円
・ 傷 害 治 療 費 用	無制限
・ 疾 病 治 療 費 用	無制限
・ 疾 病 死 亡	2, 000万円
・ 賠 償 責 任	1億円
・ 携 行 品 損 害	10万円
・ 救 援 者 費 用	400万円

- (3) 受入事業参加者等に金銭を要求してはならない。ただし、受入事業参加者等の個人的な行為による債務弁済を代行する場合はこの限りではない。
- (4) 受注者の提携、契約、協定、関連施設等の物品販売業者等の斡旋を行ってはならない。
- (5) 事業内容を出版、報道、公開する場合には、予め発注者に対し書面をもって許諾の申請をし、承諾なくして何ら行為を行ってはならない。
- (6) 報道機関から取材の申し出があった場合は、速やかに発注者に報告すること。なお、報道された場合は、その記事や記録データ等を可能な限り入手し発注者に届けること。
- (7) 機密保持に関することについて、事業を遂行するにあたり、提供される一切の資料、内容等（以下、「機密事項等」という。）は、次のとおり取扱うこと。

- ① 期間中に知り得た受注者の情報については、公知である情報を除き秘密保持の義務を負うこと。
- ② 個人情報の管理は、十分注意をするとともに、契約期間終了後において、紙媒体及び電子媒体を問わず確実に処分または消去しなければならない。
- ③ 機密事項等は最善の注意をもって管理し、相手国政府関係者等の会話を事業関係者以外の第三者に一切開示・漏洩してはならない。
- ④ 事業終了後は機密事項等（その複製がある場合は当該複製物を含む）を速やかに発注者に返還しなければならない。
- ⑤ 受注者の責に帰すべき事由により、万一機密事項等が漏洩し、損害を与えた場合には、損害賠償の責を負うと共に、当該機密事項等の漏洩を最小限に止めるよう善後措置をとること。
- ⑥ 本事項に定めなき事項または解釈に疑義が生じた場合には、協議のうえこれを決定すること。